

令和6年3月21日

越谷市斎場における残骨灰取扱いの変更について

令和6年4月1日から、越谷市斎場における残骨灰の取扱いを変更します。

越谷市斎場では、これまで残骨灰の回収処理を業者へ委託しておりましたが、令和6年4月1日以降は残骨灰に含まれる金・銀・パラジウム等有価物の資源循環を目的として売渡します。残骨灰に含まれる骨片については、これまで同様、丁重に供養埋蔵してまいります。売渡金については、越谷市斎場の利用環境の向上や修繕の財源として大切に活用させていただきます。

残骨灰の持ち帰りを希望される場合は、収骨前までに斎場事務所までお声がけくださいますようお願い申し上げます。

越谷市市民協働部市民課
越谷市斎場